

# 津野町立認定こども園における保育業務支援システム導入及び運用保守 委託業務受託者審査委員会設置要領

## 1. 目的

津野町立認定こども園における保育業務支援システム導入及び運用保守業務を委託するにあたり、プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「津野町立認定こども園における保育業務支援システム導入及び運用保守委託業務受託者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## 2. 審査委員会の構成

審査委員会は別紙の審査委員で構成する。

## 3. 役割

審査委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者の選定
- (3) その他、審査に関して必要と認めるもの

## 4. 審査委員長

- (1) 審査委員会に審査委員長1人を置き、教育長をもって充てる。
- (2) 審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- (3) 審査委員長は、審査結果を取りまとめて町長に報告する。
- (4) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ町長の指定する審査委員がその職務を代行する。

## 5. 審査委員会

- (1) 審査委員会は、町長が招集する。
- (2) 審査委員会の議長は、審査委員長があたる。

## 6. 意見の聴取

審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 7. 事務局

審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を教育委員会に置く。

## 8. 守秘義務

審査委員会の審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 9. 審査結果の開示

審査委員の氏名及び審査結果は開示する。

## 10. その他

この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和7年5月22日から施行し、当該業務委託契約を締結した日をもって廃止する。